

一般競争入札公告

大津市役所本庁舎における飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に係る行政財産（建物）の貸付けについて、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月26日

大津市長 佐藤 健司

1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

自動販売機を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

件名	大津市役所本庁舎飲料用自動販売機設置箇所の貸付け		
施設の名称	大津市役所		
物件区分	物件番号①	物件番号②	物件番号③
所在地	大津市御陵町3番1号	大津市御陵町3番1号	大津市御陵町3番4号
設置場所及び 貸付箇所	本館1階	別館1階	第二別館2階
設置台数	1台	1台	1台
貸付面積 (※1)	1. 85m ² 自動販売機部分 1.25m ² 容器回収箱部分 0.60m ²	2. 03m ² 自動販売機部分 1.43m ² 容器回収箱部分 0.60m ²	1. 80m ² 自動販売機部分 1.20m ² 容器回収箱部分 0.60m ²
外形寸法 (※2)	自動販売機部分 幅 1.25m × 奥行き 1.00m × 高さ 2.00m以内 容器回収箱部分 幅 1.00m × 奥行き 0.60m × 高さ 0.90m以内	自動販売機部分 幅 1.30m × 奥行き 1.10m × 高さ 2.00m以内 容器回収箱部分 幅 1.00m × 奥行き 0.60m × 高さ 0.90m以内	自動販売機部分 幅 1.20m × 奥行き 1.00m × 高さ 1.90m以内 容器回収箱部分 幅 1.00m × 奥行き 0.60m × 高さ 0.80m以内
最低貸付料	24,171円	24,076円	29,799円
貸付期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	令和8年6月9日から 令和11年3月31日まで	

※1 貸付面積は自動販売機部分と容器回収箱部分を合計した面積である。

また、物件番号①及び物件番号③については、自動販売機と容器回収箱は離れた場所に設置することとなる。

※2 自動販売機部分の外形寸法には、放熱余地を含み、電気メーター等は含まない。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるので、それらの支障がないか確認をすること。

※3 入札は、物件区分ごとに実施する。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 過去2年間において、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 個人の場合には大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者であること。
- (4) 大津市建設工事等指名停止基準又は大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (8) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
 - ア 資本関係

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア) 又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(9) 次に掲げる税を滞納していない者であること。

ア 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

イ 消費税

ウ 地方消費税

(10) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有している者であること。

(11) 直近2年間において国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体の施設で、自ら自動販売機を設置した実績を2件以上有していること。

3 入札参加申込みの受付の期間、場所及び方法

- (1) 期 間 令和8年1月26日（月）から同年2月17日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場 所 大津市御陵町3番1号 大津市役所総務部管財課（別館2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、次号記載の郵送先及び郵送方法にて受付期間内に到着したものののみ有効とする。

(4) 郵送先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市総務部管財課 宛て

(5) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便

(これら以外の方法により提出した場合は、受付期間内に到着したものであっても無効とする。)

4 契約条項を閲覧する場所

前項第1号及び第2号に規定する期間及び場所において閲覧に供する。

5 入札執行の場所、日時及び方法

(1) 入札方法 郵便入札による。なお、複数の物件に入札を希望する者にあっては、第1項の物件ごとに封筒に入札書を封入し、送付すること。

(2) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便

(3) 入札書の送付先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号
大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課 宛て

(4) 入札書の到達期限 令和8年3月9日（月）

(5) 入札（開札）日時 令和8年3月10日（火）午後3時

(6) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館2階321会議室

6 入札の無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

(3) 封筒に「入札書在中」と朱書きされていない入札

(4) 前項第4号の到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札

(5) 大津市役所内郵便局において管財課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札

(6) 入札書が同封されていない入札

(7) 1枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札

(8) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。

(9) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札

(10) 入札書に件名又は物件番号の記載がなく、又は記載に誤りのある入札

(11) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

(12) その他入札に関する条件に違反したとき。

7 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

8 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 落札者との契約は、令和8年3月23日（月）までに行う。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

(3) 契約は入札参加者の名義で行うこと。

(4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、契約を

締結しない。この場合において、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

(5) 契約保証金については、規則第24条による。

9 その他必要な事項

- (1) この契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付期間の更新は行わない。
- (2) 落札物件の利用に当たっては、法令等の規制を遵守すること。